

TEL 0299-90-1146

■・閑環境課

蓄電システムを導入する方に補助金を交付します。

対象機器||発電出力10キロワット未満の太陽光発電システムと連携しているもので、次のすべてを満たすシステム

●電力会社に売電できる

●システムが未使用である

●太陽光パネルの合計出力またはパワーコンディショナーの出力が10キロワット未満である

●申請年度の3月15日時点で設置場所に住所を有する

●申請年度の3月15日時点で設置場所に住所を有する

●市税などの滞納がない

●「いばらきエコチャレンジ」に登録している

●申請期限||設備工事着手の2週間前

●申請年度の3月15日時点で設置場所に住所を有する

●市税などの滞納がない

●「いばらきエコチャレンジ」に登録している

2025年 人身交通事故発生件数(4月末日現在)

	発生件数	死者数	負傷者数
市内	76	2	90
市内増減(前年同月比)	18	2	20
県内	1,944	31	2,397
県内増減(前年同月比)	-13	4	-36

市民相談



市のどの部署に相談してよいか分からぬときは、

「困りごとサポート室」へ

TEL 0299-77-7616

(月～金曜日 午前8時30分～午後5時)

YouTube  
茨城県神栖市  
チャンネル  
配信中！広報かみすの特集記事を動画にして公開中。  
FMかしまのアーカイブ放送もここで聞けます。

## アプリで不法投棄の通報にご協力を！

■・閑環境課

TEL 029-301-3035

■・閑環境課

県では、不法投棄された廃棄物の状況を、写真やコメントなどを添付・入力するだけで、簡単に投稿できる不法投棄通報アプリPirik a(ピリカ)の運用を開始しました。

投稿された情報は、リアルタイムで県に提供されます。アプリを活用し、通報のご協力をお願いします。

※詳しくは県ホームページをご覧ください

H-I-V(エイズ)検査普及週間  
6月1日～7日は  
■・潮来保健所

TEL 0299-66-2174

注意!  
あなたの土地が狙われています  
■・閑環境課

TEL 029-301-3035

「一時的に資材置場として貸してほしい」「良い土で土地を埋め立ててあげます」などと、うまい話を持ちかけられ、安易に同意してしまった結果、廃棄物を不法投棄されたり、無許可で建設残土を埋め立てられた

エイズとはH-I-V(ヒト免疫不全ウイルス)に感染し、免疫力が低下することによって発症する病気で、適切な感染の予防と早期発見・治療が大切です。感染が心配な方は、この機会に検査を受けてみませんか。潮来保健所では、無料・匿名で相談・検査をおこなっていますので、お問い合わせください。

学生向け就職フェア開催

■・閑労働政策課

TEL 029-301-3645

大学院・大学・短大・高専・専修学校・能開校など(高校は除く)の2026年3月卒業予定者および既卒未就職者(卒業後おおむね3年以内)を対象に、県内企業を集めた面接・企業説明会「チャレンジいばらき就職フェア」(前期)を開催します。

参加企業は午前の部と午後の部で入れ替えます。外国人留学生も参加可。詳しくは県ホームページをご覧ください。※要事前申し込み

子ども食堂「あいなカフェ」Re+

■・閑あつとホームたかまつ

TEL 090-8303-7442

体験学習やみんなで楽しく食べながら、好きなことを見つけよう。

日時||6月15日(日) 午前10時30分～正午

場所||スーパーイヤーオークビレッジ店

対象||市内在住の小学生申込方法||あつとホームたかまつ公式LINEで申し込み

※詳しくはお問い合わせください

税務職員採用試験

■・人事院人材局

TEL 03-3581-5311

国税局や税務署において「税のスペシャリスト」として働く税務職員(国家公務員)を募集します。

対象||4月1日において高等学校または中等教育学校を卒業した日の翌日から3年を経過していない方、および2026年3月までに高等学校または中等教育学校を卒業見込みの方、または人事院が同等と認める方受付期間||6月13日(金) 午前9時～25日(水)

申込方法||人事院ホームページ  
一次試験日||9月7日(日)

二次試験日||10月15日(水)～24日(金)の指定する日

りする事例が発生しています。

これらの責任や処理費用の負担は、行為者だけではなく、土地所有者に及ぶこともあります。不法投棄・野焼きを見つけたら、直ちに専用ダイヤル「不法投棄110番」まで通報をお願いします。

※不法投棄・野焼きを見つけたら、直ちに専用ダイヤル「不法投棄110番(TEL 0120-536-380)へ。受付時間は平日の午前8時30分～午後5時15分です。受付時間外は最寄りの警察署まで